

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

従業員とその家族を招待した慰安旅行費用

Q：当社は、1泊2日程度の従業員慰安旅行を計画しています。その際、従業員の家族も招待しようと思っています。この費用の取扱いについて教えてください。

A：原則として福利厚生費に該当します。

【解説】

法人税の取扱いでは、もっぱら従業員のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用は、福利厚生費として取り扱われ交際費には該当しないものとされています。

もともと交際費の支出の相手方となる会社の事業関係者には、従業員はもちろん、その従業員の家族も含まれるものと解されますから、特定の従業員の家族を招待した旅行の費用は、交際費に該当することになります。

ところで、従業員を対象に行う運動会は、従業員のみならずその家族も含めたところで行われるのが一般的ですが、家族の参加費用も含めて運動会のために通常要する費用である限り福利厚生費として取り扱われています。

これは、従業員の家族が参加することによって従業員に対する慰安効果がいっそう大きくなると考えられるからです。

このことから、運動会に準ずる旅行、演芸会等については、社会通念上相当であると認められるのであれば、従業員の家族が参加しても福利厚生費として取り扱われ、交際費には該当しないものと思われま

